

## 特記仕様書

## 1. 業務名：簡易誘導看板設置等委託業務

2. 目的：観光客が集中することが想定される連休等として市が指定する期間（以下「指定期間」という。）において、市の所有する誘導看板及び横断幕（以下「誘導看板等」という。）の設置を行うことにより、観光施設等が多く存在する唐戸交差点付近の渋滞の分散化を図り、駐車場の効率的な利用と渋滞の緩和に寄与するもの。

## 3. 業務内容

## (1) 誘導看板等の設置及び撤去

誘導看板等は各指定期間の前日までに設置を完了させ、各指定期間の最終日の夕刻から翌日までに撤去を完了させること。設置及び撤去に当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）その他関係法令の規定を遵守すること。

- 誘導看板等の設置回数は委託期間を通じて8回とし、別紙指定期間一覧表のとおりとする。ただし、悪天候等の理由により指定の期間に設置が困難な場合は監督職員との協議により日程を変更できるものとする。
- 誘導看板の設置場所は別図1のとおりとし、詳細な設置場所については、別途監督職員が指示する。

## ● 誘導看板・・・17枚（別図2-1、別図2-2）

設置場所付近の電柱等に、番線にて固定するとともに、必要に応じて添え木等により補強すること。なお、補強する際は、電柱等が傷つかないように、当て布等で保護すること。

なお、別図2-1及び2-2において赤枠で囲っている誘導看板④、⑤、⑬、⑭、⑯、⑰については、デザインの追加・変更を行うものである。変更内容については監督職員との協議により決定するものとする。

## ● 横断幕・・・2枚（別図3）

設置場所の横断歩道橋に紐で固定すること。

- 関門海峡花火大会日（8月13日）においては、誘導看板による更なる渋滞を避けるため、別図2-2の誘導看板⑫、⑬、⑭に布等による目隠し処理を行うものとする。なお、当該処理は花火大会前日の夕刻に、目隠し処理の解除は花火大会翌日の朝に行うものとする。

## (2) その他

- ア. 誘導看板等の設置に当たり、対人・対物保障のある保険に加入すること。
- イ. 業務終了後、誘導看板等が著しく損傷した場合及びその他事情により不要となった場合は、廃棄処分を行うこと。廃棄処分の可否は、監督職員と協議の上、決定するものとする。
- ウ. 誘導看板等を設置していない期間は、委託業者において誘導看板等の保管を行うこと。また、過年度に作成した市の所有する誘導看板等のうち、本

業務で設置しない誘導看板等についても、委託業者において保管を行うこと。

エ. 誘導看板等が損傷した際には、簡易な補修等を施すこと。

オ. 指定期間において悪天候等により業務に支障を来たす又は来たすおそれがあるときは、誘導看板の設置及び撤去の時期等について、監督職員と協議すること。なお、設置済みの誘導看板等を撤去する場合は、監督職員の指示に従って撤去することとし、設置を見合わせた場合は、指定期間を短縮して又は指定期間外に振り替えて設置すること。

カ. 契約に関する書類及び報告書等に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。

### (3) 打合せ協議

初回の誘導看板の設置より前に監督職員と協議するものとする。

## 4. 業務仕様

(1) 本特記仕様書に定めのない事項は、山口県業務委託共通仕様書の定めによるものとする。

(2) 本特記仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、別途監督職員と協議するものとする。

## 5. 成果物

(1) 成果報告書1部（A4版、一部カラー）

(2) 電子データ報告書

以上